

平成 2 2 年

第 2 回兵庫県後期高齢者  
医療広域連合議会定例会

会 議 録

平成 2 2 年 8 月 1 9 日

神戸市相楽園会館



# 平成 22 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会

## 第 1 日（平成 22 年 8 月 19 日） 会議録

### 議事日程

平成 22 年 8 月 19 日午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 1 号 平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
（第 4 号）についての専決処分の件
- 第 4 承認第 2 号 平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第 4 号）についての専決処分の件
- 第 5 認定第 1 号 平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出  
決算認定の件
- 第 6 認定第 2 号 平成 21 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特  
別会計歳入歳出決算認定の件
- 第 7 議案第 8 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金  
条例制定の件
- 第 8 議案第 9 号 平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算  
（第 1 号）
- 第 9 議案第 10 号 平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第 1 号）
- 第 10 同意第 2 号 兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件

---

### 本日会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（33名）

1番 中村三郎	3番 白井文
4番 友國仁男	5番 河野昌弘
6番 濱田育孝	8番 川村貴清
10番 中川茂	11番 藤原崇
12番 井上仁	13番 豆田正明
14番 來住壽一	16番 大眉均
17番 登幸人	18番 水田賢一
19番 井上嘉之	20番 吉岡正剛
21番 東郷邦昭	22番 酒井隆明
23番 藤原敏憲	24番 辻重五郎
25番 川野四朗	27番 富岡篤太郎
28番 田路勝	29番 安田正義
30番 西村悟	31番 戸田善規
32番 古谷博	34番 細岡重義
35番 藤原茂	36番 橋本省三
37番 八幡儀則	38番 山本暁
39番 庵途典章	

---

欠席議員（7名）

2番 山名基夫	7番 山中健
9番 谷口芳紀	15番 村上正明
26番 多次勝昭	40番 長瀬幸夫
41番 岡本英樹	

---

**説明のため出席した者**

広域連合長      西 田 正 則

副広域連合長    尾 崎 光 雄

事務局長        森 田 文 明

資格保険料課長 藤 原 勝 司

給付課長        植 田       勲

システム課長    久 保       孝

---

**職務のため出席した職員**

総務課長        酒 匂 義 裕

事務職員        堀 池 雅 之

事務職員        長 川 博 紀

(午後 2 時開会)

○議長 (中村三郎) ただいま出席議員は 32 名で、定足数に達してございます。

ただいまから、平成 22 年第 2 回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

この際、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

西田広域連合長。

○広域連合長 (西田正則) 平成 22 年第 2 回広域連合議会の定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の中、ご出席を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

各市町におかれましては、日ごろより後期高齢者医療制度の円滑な運営にご尽力をいただいておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

本日は、平成 21 年度広域連合一般会計・特別会計決算認定の件等、諸案件を提案させていただきます。各議案につきましては、後ほどご説明いたしますので、何とぞご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単でございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。

○議長 (中村三郎) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

最初に、諸報告を申し上げます。

お手元に配付のとおり、監査委員から監査報告第 1 号及び第 2 号による報告がありました。

次に、去る 4 月 28 日、たつの市 西田議員より同日付で議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第 126 条但し書きの規定に基づき、議長においてこれを許可いたしましたから、ご報告申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、18番、川西市 水田議員及び39番、佐用町 庵途議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中村三郎) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3、承認第1号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)についての専決処分の件」、日程第4、承認第2号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についての専決処分の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長(森田文明) ただいま上程されました承認第1号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)についての専決処分の件」、承認第2号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)についての専決処分の件」につきまして、一括してご説明申し上げます。

承認第1号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第4号)についての専決処分の件」でございますが、定例会提出議案の2ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億6,305万8,000円としたものでございます。

それでは、平成21年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

説明書の2ページをお開きください。

歳入予算でございますが、第6款諸収入、第2項雑入、第2目雑入を21万6,000円増額いたしました。これは、平成20年度の特別対策補助金の精算額確定に伴い、返還対象市町から精算額を受け入れるための歳入を増額したものでございます。

3ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は、返還いただいた精算額を臨時特例基金に積み立てるために、21万6,000円増額したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

承認第1号について、ご説明申し上げます。

次に、承認第2号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）についての専決処分の件」でございます。

定例会提出議案の4ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2,964万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,075億6,514万9,000円としたものでございます。

平成21年度補正予算に関する説明書により、ご説明申し上げます。

説明書の5ページをお開き願います。

歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金、第2目療養給付費負担金2,964万1,000円は、平成20年度の市町の療養給付費負担金の精算額確定に伴い、市町の追加負担分を受け入れるため増額したものでございます。

6ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金2,964万1,000円は、同じく精算額の確定に伴い、市町への返還分を



増額したものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。

承認第2号について、ご説明申し上げました。

何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村三郎） 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

承認第1号及び承認第2号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

次に、日程第5、認定第1号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」、日程第6、認定第2号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明） ただいま上程されました認定第1号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」、認定第2号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件」につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき調整し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別添のとおり審査意見書の提出がございましたので、同条第3項の規定により、議会の認定をいただくため提案するものでございます。

認定第1号「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定の件」でございますが、定例会提出議案の6ページ、7ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入歳出予算現額57億6,305万8,000円に対しまして、収入済額56億2,974万1,889円、支出済額52億6,268万4,222円、歳入歳出差引残額は3億6,706万1,467円でございます。

この主な要因は、後ほどご説明申し上げますが、歳出の第2款、第1項総務管理費の不用額によるものでございます。

平成21年度歳入歳出決算に関する附属書類によりご説明申し上げます。

附属書類の1ページをお開きください。

事項別明細書でございますが、歳入の第1款分担金及び負担金は、予算現額11億6,123万7,000円に対し、収入済額11億6,123万7,000円でございます。これは、各市町からの事務費負担金でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は、予算現額4,974万9,000円に対し、収入済額4,974万8,414円、これは、保険料不均一賦課負担金でございます。

第2項国庫補助金は、予算現額39億2,928万6,000円に対し、収入済額39億2,950万2,233円でございます。これは、被扶養者・低所得者の保険料軽減のため基金に積み立てる臨時特例交付金等でございます。

第3款県支出金、第1項県負担金は、予算現額4,974万8,000円に対し、収入済額4,974万8,414円、これは、保険料不均一賦課負担金でございます。

第4款繰入金、第1項基金繰入金は、予算現額1億4,135万6,000円に対し、収入済額1,072万8,917円でございます。これは、広報・相談体制整備のための費用を後期高齢者医療制度臨時特例基金より繰り入れたものでございます。

2ページをご覧ください。

第2項、特別会計繰入金は、予算現額3,650万円に対し、収入済額3,273万1,534円でございます。これは、特別会計で収入しておりました特別調整交付金を一般会計に振り替えて、市町が実施する長寿・健康増進事業等に執行したものでございます。

第5款繰越金、第1項繰越金は、予算現額3億8,710万8,000円に対し、収入済額3億8,710万8,301円で、平成20年度からの繰越金でございます。

第6款諸収入、第1項預金利子は、予算現額50万円に対し、収入済額135万2,707円でございます。

第2項雑入は、予算現額757万4,000円に対し、収入済額758万4,369円で、これは基金利子収入等でございます。

3ページをご覧ください。

歳出でございますが、第1款議会費は、予算現額162万8,000円に対し、支出済額94万4,726円、これは、広域連合議会の開催経費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費は、予算現額56億5,671万2,000円に対し、支出済額51億6,223万8,868円、不用額4億9,447万3,132円でございます。

不用額の主なものは、諸帳票印刷費、郵送料、電算処理システム運用委託料、広域連合事務局派遣職員給与等負担金などの節減等によるものでございます。

第11節需用費は、帳票印刷費、消耗品等でございます。

第12節役務費は、被保険者及び市町あて郵送料やコールセンター業務経費等でございます。

第13節委託料は、高額療養費支給業務委託や電算システム運用委託等でございます。

第14節使用料及び賃借料は、広域連合事務所賃借料等でございます。

第19節負担金、補助及び交付金は、各市町から派遣されている事務局職員の給与

等負担金等でございます。

4 ページをお願いいたします。

第25節積立金は、歳入でご説明しました国からの臨時特例交付金等の臨時特例基金への積立金でございます。

第2項選挙費及び第3項監査委員費は執行しておりません。

第3款民生費、第1項社会福祉費は、予算現額9,949万7,000円に対し、支出済額9,949万6,828円でございます。これは、保険料不均一賦課繰出金でございます。

第4款予備費は執行しておりません。

続きまして、認定第2号 平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件についてご説明申し上げます。

定例会提出議案の9ページをご覧ください。

予算現額5,075億6,514万9,000円に対しまして、収入済額は5,152億2,787万4,548円でございます。

続いて、10ページをお願いいたします。

支出済額は4,989億1,083万8,798円、歳入歳出差引残額は163億1,703万5,750円でございます。これは、国庫支出金等の精算に要する費用、調整交付金の増額交付、給付費が想定より減じたこと等によるものでございます。

歳入歳出決算に関する附属書類の5ページをご覧ください。

事項別明細書でございますが、歳入の第1款市町支出金は、予算現額876億4,958万5,000円に対し、収入済額881億3,786万9,032円でございます。

第2款国庫支出金は、予算現額1,524億3,248万2,000円に対し、収入済額1,587億2,095万5,123円でございます。

第3款県支出金は、予算現額398億7,132万3,000円に対し、収入済額

397億5,720万4,000円でございます。

6ページでございますが、第4款支払基金交付金は、予算現額2,090億3,586万1,000円に対し、収入済額2,099億6,809万8,302円でございます。

以上、市町・国・県支出金及び支払基金交付金につきましては、医療給付費等に要する費用に充てるため収入したもので、平成22年度において69億円余を精算する予定でございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、予算現額7,938万円に対し、収入済額8,082万9,619円でございます。

第6款繰入金は、予算現額30億8,863万9,000円に対し、収入済額30億9,406万9,250円で、臨時特例基金からの繰入金等でございます。

7ページに移りまして、第7款繰越金は、予算現額150億9,641万7,000円に対し、収入済額150億9,641万7,489円で、平成20年度からの繰越金でございます。

第8款県財政安定化基金借入金は、収入しておりません。

第9款諸収入は、第三者納付金等で、予算現額3億1,146万1,000円に対し、収入済額3億7,243万1,733円でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳出でございます。

第1款保険給付費は、予算現額4,927億9,405万9,000円に対し、支出済額4,910億1,235万4,907円で、不用額は17億8,170万4,093円となっております。

第2款県財政安定化基金拠出金は、予算現額4億4,029万1,000円に対し、支出済額4億4,029万1,000円でございます。

9ページに移りまして、第3款特別高額医療費共同事業拠出金は、予算現額9,6

4 6 万円に対し、支出済額 8, 4 9 0 万 4, 4 7 9 円、不用額 1, 1 5 5 万 5, 5 2 1 円となっております。

第 4 款保健事業費は、予算現額 3 億 4, 6 0 0 万円に対し、支出済額 2 億 5, 8 6 4 万 4, 0 0 0 円、不用額は 8, 7 3 5 万 6, 0 0 0 円でございます。

第 5 款公債費は執行しておりません。

第 6 款諸支出金は、予算現額 7 1 億 4, 7 0 5 万 8, 0 0 0 円に対し、支出済額 7 1 億 1, 4 6 4 万 4, 4 1 2 円、不用額は 3, 2 4 1 万 3, 5 8 8 円で、平成 2 0 年度分の国庫負担金の精算に伴う返還金等でございます。

1 0 ページでございますが、第 7 款予備費は執行しておりません。

以上、認定第 1 号及び認定第 2 号について、ご説明申し上げます。

何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村三郎） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

1 6 番、三木市、大眉議員。自席でご発言願います。

○1 6 番（大眉 均） 三木市選出の大眉でございます。

認定第 2 号の平成 2 1 年兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑をいたします。

まず、第 1 点は、決算剰余金についてでございます。

平成 2 1 年の歳入歳出の差し引きは 1 6 3 億 1, 7 0 3 万 6, 0 0 0 円で、そこから平成 2 1 年度の精算金 6 9 億 6, 4 9 1 万 2, 0 0 0 円を引いた実質剰余金は、9 3 億 5, 2 1 2 万 4, 0 0 0 円となっております。

これは、決算見込み時点で 6 7 億 2, 9 0 0 万円と見込まれておりましたが、その時点より 2 6 億 2, 3 0 0 万円増えております。

剰余金が見込みより増えた理由として、調整交付金 1 5 億 7, 0 0 0 万円、保険料

収入の増加4億9,000万円、給付費の見込み減収1億8,000万円、その他2億8,000万円となっておりますが、それぞれについて、その内容の説明をお願いいたします。

2点目に、平成22年度・23年度の保険料改定の際に、保険料を抑えるために、この剰余金が充てられました。その際、このことが予測されておれば、保険料を値上げせずに済んだのではないかとのことです。保険料の改定の際に、剰余金や政府の交付金、県の財政安定化基金の取り崩しが使われましたが、あと10億円あれば保険料を値上げせずに済むということでした。その事情の説明をお願いいたします。

また、監査報告では、翌年度に発生する市町・国・県等に対する返還金を除いた剰余金については、今後の保険料の上昇抑制等に活用するよう努められたいと述べておりますが、剰余金は保険料の抑制のために使うべきであると考えますが、活用方法についてご説明をお願いいたします。

3点目に、健康保持増進事業費について、お尋ねいたします。

健康保持増進事業費は、健康診査費が負担金、補助及び交付金として2億5,864万4,000円が支出されております。これらは各市町が行う健康診査の費用であると思いますが、報告によりますと、受診者は被保険者58万4,219人のうち6万6,988人で、受診率は11.47%となっております。前年に比べまして、受診者数で405人、受診率で0.31%と、わずかですが減っております。

平成20年4月からの後期高齢者医療制度の実施に伴い、健康診査の制度も大きく変わりました。75歳以上は別枠に切り離されました。40歳から74歳までは特定検診が保険者に義務づけられまして、検査項目はメタボ対策に特化され、病気の早期発見に必要な項目が除外されています。

一方、平成19年度までは市町村に基本健康診査として、基本項目と詳細項目が実施されておりましたが、実施された75歳以上の高齢者の検診は広域連合の努

力義務になりまして、健康項目も特定健診に沿って減らされています。また、生活習慣病の患者などを特定健診の対象外とされています。さらに、75歳以上の検診の財源は、以前は国・県・市町村が3分の1ずつ負担しておりましたが、国が3分の1負担するものの、広域連合が基本的に保険料で賄い、市町に補助するという形で行われております。

健康診査は生活習慣病の早期発見により適切に医療につなげて、重症化を予防する観点から重要であり、健康診査の受診率向上の取り組みが求められているところであります。

平成21年度の受診率は11.47%となっておりますが、他の広域連合の受診率や県下各市町の受診率はどのようになっているのでしょうか。受診率向上のための取り組みはどのようにされたのか。また、今後の取り組みはどのようにされようとしているのか、お尋ねいたします。

次に、人間ドックについてであります。

厚生労働省によりますと、75歳以上の人に対する人間ドックへの助成を行っていた市町村は、全国で平成19年度723ありましたが、平成20年度は141へと激減をいたしました。75歳未満は受診できるけれども、75歳以上は受診できなくなったとの批判を受けて、平成20年7月より後期高齢者医療制度の被保険者を対象にして、自己負担分を除く費用の全額を長寿・健康増進事業として交付対象とし、特別調整交付金が出されるようになりました。これを活用して再開する自治体もふえ、平成20年度末には、全国で234市町村になりました。

厚生労働省は、平成21年10月26日の「長寿・健康増進事業における人間ドックの費用助成について」という通知を出しておりまして、広域連合として市町村に対し、この助成事業について十分に周知するとともに、21年度の追加実施並びに22年度実施に向けた検討を要請するよう求めております。

21年度に人間ドックの助成を行った兵庫県内の市町はどのくらいあるのか。また、



受診した人数はどのくらいなのか。また、平成22年度から実施をされている市町と対象者の見込みはどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村三郎） 事務局長。

○事務局長（森田文明） お答えを申し上げます。

まず、1点目のご質問でございますが、平成21年度の実質決算剰余金93億5,000万円ということでございます。

この2月に保険料率の算定をさせていただいたときの決算見込額が67億3,000万円ということでご説明をさせていただきましたので、その時点から26億円ほど増加をしております。

その増加要因でございますが、まず一番大きなものは調整交付金でございます。これは広域連合間の財政調整を目的として、国から交付されるものでございますが、ここの3月に国からの告示によりまして、調整交付金の算定に用います補正係数が変更となりまして、15億7,000万円の増収となったものでございます。

また、保険料の収入の増加につきましては、当初の見込みに比べまして4億9,000万ほど増加をしております。保険料の収入の見込みにつきましては、過去の実績を踏まえまして、将来の決算見込みを予測してございますが、私どもの見込みよりも結果として、それぞれ市町において保険料の収納に努めていただいた結果、増収となったものと考えてございます。

また、給付費の減少分による収支の改善でございますが、これは見込みよりも若干給付費が減少してございます。被保険者数はほぼ見込みどおりでございましたが、1人当たりの給付費で申し上げますと、決算見込みでは約84万円という見込みをしてございましたが、最終的な決算では、そこから3,000円ほどですが減少してございます。この給付費の約1割、10%分は保険料でございますので、その1割相当分として、全体で約1億8,000万円が剰余金の好転要素ということになってござい

ます。

それから、健康診査の関係につきましても、先ほどご指摘ございました検診の受診者数の減少がございましたので、当初の見込みよりも1億円ほど減少してございます。

その他でございますが、例えば交通事故によりまして、加害者に対して医療費を損害賠償するケースがかなりございます。一旦、私どもの医療保険を使われますけれども、最終的に相手方の保険会社等にその医療費を請求するという第三者行為による賠償金の請求がございまして、こういったものが予想よりも収入として増えてございます。また、保険料の還付金が減少したという歳出の減少等によりまして、2億8,000万円ほど、その他の項目として収支改善になったというものでございます。

それから、2点目の、この2月の保険料算定の際に、26億円の収支改善があらかじめ分かっていたら、保険料の引き上げはしなくてもよかったのではないかと、こういうご指摘でございます。

先ほど申し上げましたように、今回の保険料率の算定の際には剰余金の見込額といたしまして、67億3,000万円の剰余金を全額活用した上で、県の財政安定化基金から20億円ほどの取り崩しをいただきまして、合計88億円を活用いたしまして、この保険料の上昇抑制に努めたところでございます。

保険料率の算定に当たりましては、その時点での決算見込額を過去の情報等から見込んだ上でお示しをさせていただきまして、最終的に1人当たり平均保険料が1.5%の伸びという形で設定させていただいたところでございます。

剰余金の活用方法でございますが、監査委員さんのご意見にもございまして、将来の安定的な事業運営のために有効に活用していく必要があるわけございまして、特に私ども医療保険者といたしましては、増え続ける医療の給付、病院等への支払いを確実にやっていくということが重要な使命だと考えてございます。

そうした中で今後、平成24年度にもう一度保険料の改定がございまして、この制度は、平成24年末までは存続するというふうに国が言っておりますので、24年度

の保険料改定があるわけですが、剰余金につきましては、基本的には、そうした将来の保険料の上昇抑制に活用していくことになるものと考えてございます。

なお、具体的な活用につきましては、今後の医療給付費の推移、また、保険料収入の状況等の今後の財政収支を十分見ていく必要がございます。また、国で新しい制度を検討してございますが、そういった状況等も見ながら、具体的な活用方法について今後慎重に検討していく必要があると考えてございます。

それから、3点目の健康診査のご指摘でございます。

21年度の決算で健康診査費、これは41市町に対する補助金でございますが、約2億5,800万円支出をしております。後期高齢者におけます健康診査というものは生活習慣病の早期発見により、その重症化を防止するという観点から重要であるということ認識してございまして、やはり引き続き健康診査の充実を図っていくことが求められております。

具体的な実施方法につきましては、それぞれ地域の実情に応じて実施していただくことが望ましいという観点から、当広域連合での健康診査につきましては、各市町において実施していただいております。広域連合ではその経費を補助する方式をとっております。

受診率が伸びていないというご指摘でございますが、20年度と21年度で申し上げますと、受診率につきましては若干低下をしているということでございます。20年度が11.78%、これは全被保険者を対象にした受診率でございます。21年度が11.47%でございます。

それぞれ地域の中での受診率がどうなっているかというご質問でございますが、これは、それぞれの地域の41市町でございますので、考え方によって、かなり差がございます。受診率につきましても上がったところ、あるいは下がったところ、それぞれございまして、トータルで若干減少したわけですが、この受診率の向上につきましては、受診率向上計画というものをつくっていただきまして、それに基づいて、

それぞれの市町で、より一層の取り組みをお願いしてきたところでございます、広域連合といたしましても積極的に、この健診に取り組んでいただいております県内市町の事例を皆さんにお示しをして、取り組みを支援してきたところでございます。

全国的な他の広域連合はどうかというご指摘でございましたが、全国の状況で申し上げますと、平成21年度の全国の受診率は24%と聞いてございます。最も受診率が高いのは東京都ということで、55%という非常に高い受診率を示してございます。低いところは一けた台ということで、これも都道府県によりまして非常に格差がございます。今後は、やはりなお一層の健診受診率の向上について要請をしていきたいと考えてございます。

また、人間ドックについてのご質問でございますが、これはご指摘のとおり、国からの特別調整交付金という形で補助の対象になってございます。私ども広域連合といたしましても国の考え方を受けまして、人間ドックの事業の補助制度について周知をいたしました。21年度では、県内5市町で人間ドックが実施をされてございます。また、その後、今年度の予定でございますが、県内で13市町が実施予定と聞いているところでございます。

また、人間ドックの受診人数でございますが、21年度は5市町の実施で、人数は約230人と聞いてございます。

以上でございます。

○議長（中村三郎） 16番、大眉議員。

○16番（大眉 均） ご答弁ありがとうございました。

剰余金につきましては、やはり保険料を抑えるためにぜひ使っていただきたいというふうに思います。

それから、健康診査の受診率の件でございますが、全国的な平均や、あるいは東京都と比べましても非常に低い状況にあるというのが現状ではないかというふうに思います。ただ、分母をどこに入れるのかというようなこともあろうかとは思いますが

ども、やはりこの75歳以上の方々の健康を保持していくということが、受診率を向上させてやっていくということがやっぱり大事なことだと。医療費を抑えるという意味でも大変重要なことだというふうに思うわけでございます。

厚生労働省の去年の10月26日の通知で、毎年のことだと思うのですが、受診率向上計画というものを出してほしいというようなことで、先ほど市町から出してもらおうというようなお話がございましたけれども、21年度はどのぐらいの目標で、受診率向上の計画を出されていたのかどうかというのが、わかれば教えていただきたいというふうに思うのですね。それに対してどうだったのかということが必要だと思うのですね。

それぞれ各市町が努力をされておるわけでございまして、一般の健康診査と同時に、全世帯に案内状を送るとか、そういうことがやられております。同時に、大事なことは、広域連合といたしましてもあらゆる機会に、やはり健康診査の大切さというのを被保険者の方々に、75歳以上の方々に通知をしていただく、案内をしていただくということが大事ではないかなというふうに思うわけでございますが、そんな点はどのようにやられているのかということ。

それから、22年度の健康診査の受診率の向上計画を去年の10月26日に出してほしいと厚労省が言っておりますけれども、22年度はどのぐらいの目標でやられるのでしょうか。教えていただければありがたいというふうに思います。

続きまして、人間ドックについてでございますけれども、人間ドックのお話、21年度は5市町で、22年度は13市町をやる予定だということでございますが、残りの、41市町の中で13市町でございます。そういう点では、なかなか去年の10月26日の通知というものを担当者間で本当に徹底したのかなというふうに思うわけでございます。

実は、私どもの三木市の議会でも、何で75歳以上の人は人間ドックを受けられないんだという質問が議会で何回かありました。その際、3月の議会では、広域連合が

やっぱりやるべきなのだろうというのがご答弁でございました。そういう点では、まだそういう認識の市町もおられるのかなというふうに私判断するものでございます。国の交付金で10分の10、全額実施ができるということでございますので、ぜひ全市町で人間ドックの助成が実現できるようになれば良いというふうに思うわけですが、その辺はどういうふうにお考えなのか。

また、今後申し込んでも、これは受け入れられるのかどうかということについても、ぜひお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村三郎） 事務局長。

○事務局長（森田文明） まず、健診の受診率の向上計画でございますが、21年度、22年度と国に向上計画を出してございます。21年度の計画では13.3%という受診率の目標を立てていたところでございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、11.47%というのが決算の数字でございます。

いろんな方に対して、あらゆる機会に健康診査の重要性を通知することが必要であるというご指摘でございます。ご指摘のとおりでございます。ただ、兵庫県、私どもの当広域連合の場合は、健康診査の実施につきまして、それぞれの市町で取り組んでいただいて、当広域連合がその経費を助成する方法をとっておりますので、被保険者の方に対するPRも、それぞれの市町でやっていただいております。広域連合で統一的にするというのが若干難しい面がございます。そういう意味では当広域連合から経費を補助するシステムになってございますので、市町でのそれぞれ地域の実情に合った取り組みをお願いしていきたいと考えてございます。

また、22年度の健診の向上計画でございますが、今年度は20%を受診率の目標としているところでございます。

次に、人間ドックにつきましてのご質問でございます。

昨年20年度の5市町から21年度は13市町に増加をしたところでございますが、

基本的に人間ドックにつきましても、これまでの経過もございますので、それぞれ市町の判断において、お考えいただいているものと考えてございます。そういう意味で、国からの特別調整交付金を充てるということにつきましては、私どもからそれぞれ周知徹底をしてございますけれども、最終的なご判断につきましては市町において、全体の中で判断をされているのではないかと考えてございます。

特別調整交付金につきましては今後、これからでも国に対して実施したいということをおっしゃっていただきましたら、それは特別調整交付金の対象になるということでございます。

以上でございます。

○議長（中村三郎） 16番、大眉議員。

○16番（大眉 均） ありがとうございます。

ぜひ健康診査、それから人間ドックを充実させていただいて、できるだけ高齢者の人たちが安心して長生きできるようなそういうシステム、そういうためにぜひお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村三郎） 質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これを許可いたします。

16番、三木市、大眉議員。登壇の上、ご発言願います。

○16番（大眉 均） 三木市の大眉でございます。

私は、認定第2号の「平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の件」に反対の討論を行います。

平成20年4月から制度運用が開始され、後期高齢者医療制度の医療会計2年目の決算でございます。

病気にかかりやすいリスクを背負った高齢者、障害者だけを区分し、医療費の抑制

体制を進める後期高齢者医療制度には多くの国民の皆さんの批判が寄せられ、制度発足のときから見直しを余儀なくされてまいりました。しかし、制度の根幹は変わらず、今日に至っております。結果として、75歳以上の被保険者は大きな負担、そして不安に陥られました。また、たび重なる制度改正で、当広域連合も構成市町も膨大な事務の量をこなしてこられました。

私は4点について、認定に対する反対を申し上げたいと思います。

第1点は、高齢者に対する差別医療が行われていることであります。

高血圧や糖尿病などの慢性疾患を抱える高齢者が主な病気を一つ決めて、一人の担当医を選ぶという月6,000円の定額制の後期高齢者診療料が導入されました。

入院では、90日を超えると医療機関に支払われる入院料が大幅に減額された上に、治療や検査なども入院料に含まれてしまい、治療しても、その分、診療報酬は医療機関に1円も支払われない仕組みで、退院を余儀なくされるなど差別医療が行われていることでもあります。その結果として、被保険者の多くの不安が広がり、受診の低下や入院日数の短縮などにつながったものと考えます。

これらの差別医療は、高齢者や医師会など国民の強い反対にあり、一部凍結や是正が行われ、政府はこれらの見直しを表明しておりますが、高齢者の医療費抑制の制度が廃止されない限り、差別医療の根を絶つことができません。高齢者の医療を受ける機会を損なっている問題があるとして反対するものであります。

2点目は、保険料の問題であります。

75歳以上の高齢者をこれまで加入していた医療保険から脱退させ、家族と同じ保険から切り離して、個人として保険料負担を強いられることになりました。また、多くの方が年金からの天引きで保険料を徴収されております。

生活が貧しくても保険料の全額免除はありません。住民税非課税の低所得者や無収入の人を含め、生活保護受給者以外の全員に保険料が課せられております。低所得者に対する保険料の軽減措置がとられておりますけれど、保険料額は後期高齢者の医療



費と人口の増加に連動して、2年ごとに上がるようになっております。今年度の保険料改定に当たり、抑制措置がとられましたが、当広域連合は平均で、年1,054円の負担増となりました。

3点目は、老人保健制度になかった短期保険証の交付が行われていることでありませ

ず。普通徴収の保険料を確保するためとして、6カ月・3カ月の短期保険証が交付されております。保険証の期限が来て、保険証が手元にないということで、医療機関への受診が遅れるということになる可能性もあります。また、資格証明書は現在発行されてお

りませんが、保険料を滞納することで資格証明書を発行する制度は残されたままです。

4点目に、健康診査についてであります。

健康診査は市町に委託して実施し、各市町ではさまざまな取り組みがなされておりますが、結果として6万6,988人、受診率は11.47%と低い状態です。

また、人間ドックに対する助成が全部の市町で行われておりません。健診事業は予防医療の入り口でもあります。もっと市町村と連携し、実施に取り組む努力が必要ではなかったかと思

います。健康診査や人間ドックの助成の充実を求めるものであります。国民の強い批判の後期高齢者医療制度は廃止が先送りされ、平成25年の新しい高齢者医療制度について高齢者医療制度改革会議で議論がなされ、中間取りまとめが出されようとしています。後期高齢者医療制度の65歳以上の高齢者は都道府県単位、65歳以下は市町村単位の財政運営をする現役世代と高齢者の財政運営を切り離して、別勘定にする案が出されています。

これでは医療費が増えるにつれて、高齢者の保険料が際限なく上がるという後期高齢者医療制度と同じことになりかねません。後期高齢者医療制度を廃止して、高齢者が安心できる医療制度の確立を望むものであります。

以上、平成21年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、反対といたします。

以上でございます。

○議長（中村三郎） 討論は終わりました。

本件について、他に発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村三郎） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号を原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村三郎） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

次に、日程第7、議案第8号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例制定の件」、日程第8、議案第9号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第9、議案第10号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森田事務局長。

○事務局長（森田文明） ただいま上程されました議案第8号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例制定の件」、議案第9号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第10号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

定例会提出議案の 11 ページをお開きください。

議案第 8 号「兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療給付費準備基金条例制定の件」でございます。

本件は、特別会計における剰余金につきまして、後期高齢者医療給付費等に要する費用に充てるため、地方財政法の規定により基金を設置しようとするものであります。

第 2 条で、基金に積み立てる額は、後期高齢者医療特別会計予算において定める額としておりますが、後ほどご説明いたします、平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算において、50 億 3,518 万 6,000 円を予定しております。

第 6 条では、この基金の処分について、後期高齢者医療制度に係る療養給付等に要する費用に充てる場合に限り、処分できるとしております。

議案第 8 号について、ご説明申し上げました。

次に、議案第 9 号「平成 22 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案 12 ページをご覧ください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ 282 万 6,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 15 億 3,297 万円とするものでございます。

これは、平成 21 年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、国庫支出金等に対して精算すべき額を差し引いた残額を市町負担金から減額するとともに、市町への平成 21 年度特別対策補助金の精算に伴う補正を行うものでございます。

それでは、平成 22 年度補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

説明書の 8 ページをご覧ください。事項別明細書でございます。

歳入予算でございますが、第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目市町負担金 3 億 6,674 万 9,000 円を減額し、第 4 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 2,000 円を、第 5 款繰越金 3 億 6,

706万円を、第6款諸収入、第2目雑入251万3,000円をそれぞれ増額するものでございます。

9ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費39万1,000円を、第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目老人福祉費243万5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

次に、議案第10号「平成22年度兵庫県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

定例会提出議案14ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ100億2,070万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,464億6,628万9,000円とするものでございます。

これは、平成21年度決算歳入歳出差引残額を繰り越し、国・県・市町支出金等との精算のための償還金等に充てるとともに、議案第8号でご説明申し上げました、後期高齢者医療給付費準備基金に積み立てるための目を新設し、決算剰余金のうち、保険料上昇抑制のために平成22年度に充てる43億円余を除いた、残りの50億円余を積み立てようとするものであります。

また、平成23年度に充てる剰余金につきましては、予備費に計上しておりましたが、給付費準備基金の設置に伴い、基金積立金へ振り替えるものであります。

平成22年度補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

説明書の11ページをご覧ください。事項別明細書でございます。

歳入予算でございますが、第1款市町支出金、第1項市町負担金、第2目療養給付費負担金3億5,599万円を、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第2目高額医療費負担金3,093万9,000円を、第3款県支出金、第1項県負担金、第2目高額医療費負担金3,201万7,000円を、第6款繰入金、第1項一般会計繰

入金 243万5,000円を、第7款繰越金 95億8,773万円を、第9款諸収入、第3項雑入、第4目雑入 1,159万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

続いて、12ページをお願いいたします。

歳出予算でございますが、第4款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費 758万9,000円を、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第2目償還金 73億9,030万円をそれぞれ増額するとともに、第3項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金を新設し、50億3,518万6,000円を積み立てようとするものでございます。

第7款予備費は、剰余金の基金積み立てに伴い、24億1,236万7,000円を減額しようとするものでございます。

以上、議案第8号、議案第9号及び議案第10号につきましてご説明申し上げました。

何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（中村三郎） 提案理由の説明は終わりました。

本件について、発言の通告はありませんので、これよりお諮りいたします。

議案第8号、議案第9号及び議案第10号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中村三郎） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」を議題といたします。

○議長（中村三郎） 提案理由の説明を求めます。

西田広域連合長。

○**広域連合長（西田正則）** ただいま上程されました同意第2号「兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員選任の件」についてご説明申し上げます。

議案書の17ページをお開きください。

本件は、平成19年第1回臨時会で選任しました近谷衛一氏が、監査委員の職を退任されましたので、後任に、識見を有する者のうちから選任する監査委員として、神戸市代表監査委員の櫻井誠一氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○**議長（中村三郎）** 提案理由の説明が終わりました。

本件について、発言の通告もありませんので、これよりお諮りいたします。

本件に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○**議長（中村三郎）** ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

以上で、本定例会に上程されました案件は、すべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、終始ご審議賜り、また、議事進行にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

広域連合長より、ごあいさつがございます。

西田広域連合長。

○**広域連合長（西田正則）** 本日の定例会におきまして、ご提案を申し上げます。各議案等につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれもご賛同いただき、厚く御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、より一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。閉会のごあいさつとさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。

○議長（中村三郎）　　ごあいさつは終わりました。

これをもちまして、平成２２年第２回兵庫県後期高齢者医療広域連合議会定例会を  
閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

（午後３時００分閉会）

地方自治法第123条第2項により署名する。

議 長 中 村 三 郎

署名議員 水 田 賢 一

署名議員 庵 途 典 章